大阪府公有財産台帳等処理要領

目 次

第　１条　目的
第　２条　定義
第　３条　台帳の登録単位
第　４条　台帳の取得登録
第　５条　台帳の異動登録
第　６条　台帳の閉鎖登録
第　７条　台帳等の管理
第　８条　附属図面・文書等及びその管理
第　９条　財産異動時の台帳等の引継ぎ
第１０条　閉鎖台帳等の管理
第１１条　各台帳の登録事項
第１２条　台帳価格
第１３条　現在価額
第１４条　現在価額の改定
第１５条　財産の耐用年数
第１６条　減価償却
第１７条　減損処理
第１８条　借用財産
第１９条　使用許可、貸付又は使用承認の状況
第２０条　その他の資産
第２１条　他のシステムとの連携
附　　則

別表１　公有財産種別種目整理表
別表２　異動理由表
別表３　耐用年数表
別表４　固定資産計上基準表

（目的）

第１条　この要領は、大阪府公有財産規則（昭和43年4月1日大阪府規則第30号。以下「規則」という。）第15条に規定する公有財産台帳の管理及び公有財産（以下「財産」という。）に関係する情報の把握について必要な事項を定め、財産の効率的運用に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）財産

規則第２条第１号に規定する公有財産をいう。

（２）部局長等

規則第２条第４号に規定する部局長並びに同条第５号に規定する予算執行機関の長をいう。

（３）台帳

規則第15条の規定により財務部長及び部局長等が備える公有財産台帳をいい、次号に掲げる公有財産台帳等管理システムに登録した電磁的記録をいう。

（４）公有財産台帳等管理システム（以下「システム」という。）

前号に規定する台帳の管理を目的とした電子情報処理組織（電子計算機、演算装置、制御装置、記憶装置及び入出力装置）をいう。

（５）土地

規則第2条第1号イに規定する不動産のうち土地をいう。

（６）建物

規則第2条第1号イに規定する不動産のうち建物をいう。

（７）工作物

規則第2条第1号イに規定する不動産のうち工作物をいう。

（８）立木竹

規則第2条第1号イに規定する不動産のうち立木竹をいう。

（９）動産

規則第2条第1号ロに規定する船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機をいう。

（１０）物権

規則第2条第1号ニに規定する地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利をいう。

（１１）無体財産権

規則第2条第1号ホに規定する特許権、著作権、商標権及び実用新案権その他これらに準ずる権利をいう。

（１２）有価証券（株式等）

規則第2条第1号ヘに規定する株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及

び国債その他これらに準ずる権利をいう。

（１３）出資による権利

規則第2条第1号トに規定する出資による権利をいう。

（１４）信託の受益権

規則第2条第1号チに規定する財産の信託の受益権をいう。

（１５）施設

ある行政目的のために設置した、土地、建物や工作物などで構成される財産の集合体をいう。

（１６）事業用資産

大阪府財務諸表作成基準（以下「作成基準」という。）第15条第１号に規定する固定資産をいう。

（１７）インフラ資産

作成基準第15条第２号に規定する固定資産（所有外管理資産を除く。）をいう。

（１８）償却資産

作成基準第２条第１１号に規定する固定資産のうち建物、工作物、動産、無体財産権（著作権を除く）をいう。

（１９）完成土地

作成基準第14条第７号ア（ア）に規定する流動資産をいう。

（台帳の登録単位）

第３条　前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。なお、施設名称はその施設が明確に分かる名称とし、用途を廃止した施設の場合、施設名称の前に「元」をつける。

（１）土地

筆を一の単位とする。なお、完成土地に係る土地にあっては、各造成地区を一の単位とする。

（２）建物

棟を一の単位とする。

（３）工作物

それぞれの用途と主体構造の組合せによる区分を一の単位とする。

（４）立木竹

別表１「公有財産種別種目整理表」に掲げる立木竹の種目を一の単位とする。

（５）動産

船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機それぞれの財産を一の単位とする。

（６）物権

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利のそれぞれの権利を一の単位とする。

（７）無体財産権

特許権、著作権、商標権、意匠権及び実用新案権その他これらに準ずる権利のそれぞれの権利をーの単位とする。

（８）有価証券

株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利のそれぞれの種類をーの単位とする。

（９）出資による権利

それぞれの権利をーの単位とする。

（１０）信託の受益権

それぞれの権利をーの単位とする。

２　１つの財産は、１つの部局等で所管し、１つの部局等で台帳の登録を行うものとする。なお、土地、建物、工作物にあっては、当該財産を２つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合（１つの建物を数部局等で区分して所管しているなどの場合を指し、１つの部局等が所有し、他の部局等に使用承認している場合は除く。）は、それぞれの部局等において当該所管範囲の財産に関する台帳の登録を行う。

（台帳の取得登録）

第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。

２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。

（１）財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。

（２）建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。

（３）物権は、それを設定した日。

（４）無体財産権は、それを登録した日。

（５）出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及び信託した日。

（台帳の異動登録）

第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。

２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。

（１）財産の一部の買入れ、交換等による所有権の取得又は喪失については、その所

有権の取得又は喪失の日。
（２）財産の所管換え、引継ぎは公有財産引継書に記載された日。
（３）建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。
（４）用途を廃止したときは、その廃止の日。
（５）分類替処理を行うときは、その処理の日。
（６）分割、会計替処理を行うときは、その処理の日。
（７）使用許可、貸付又は使用承認を行うときは、その許可、貸付又は承認の日。ただし、使用許可、貸付又は使用承認の内容に変更が生じた場合は、その変更許可、変更貸付又は変更承認の日。

（台帳の閉鎖登録）
第６条　府の所有する財産でなくなった場合は、システムを用いて閉鎖登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。
２　閉鎖した財産については、異動事由に応じて、次の時点を閉鎖年月日とする。
（１）相手方に引き渡したとき
（２）滅失を確認したとき
（３）取壊し等を行ったとき
（４）合併を行ったとき
（５）他台帳へ編入したとき
（６）権利が消滅したとき
（７）重複削除を行うとき

（台帳等の管理）
第７条　財務部長は、全ての財産の台帳の保管及びシステムの管理・保守等を行うものとする。
２　部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。

（附属図面・文書等及びその管理）
第８条　部局長等が財産の台帳登録を行った際に保管しておかなければならない附属図書・文書等（以下「台帳附属資料」という。）は、財産ごとに次の各号に掲げるとおりとする。なお、台帳附属資料で作成していないものについては保管を要しないものとする。
（１）土地
ア 案内図
イ 実測図
ウ 全部事項証明書又は土地登記簿謄本（写し）
エ 地図（公図）写し
オ 地上・地下物件配置図

カ 土地境界確認書、立会書等
キ 公共物（道路、歩道）管理協定、提供測量図等
ク 使用（占用）許可書、貸付契約書
ケ その他必要な図面・文書等

（２）建物
ア 案内図
イ 敷地及び建物配置図
ウ 平面図及び立面図
エ 全部事項証明書又は建物登記簿謄本（写し）
オ 附帯設備付設図（配線図、配管図等）
カ 地上・地下物件配置図
キ 使用（占用）許可書、貸付契約書
ク その他必要な図面・文書等

（３）工作物
ア 案内図
イ 敷地及び工作物配置図
ウ 平面図及び立面図
エ 構造図
オ 地上・地下物件配置図
カ 使用（占用）許可書、貸付契約書
キ その他必要な図面・文書等

（４）立木竹
ア 案内図
イ 位置図
ウ 立木登記簿謄本又はその写し
エ その他必要な図面・文書等

（５）浮標、浮桟橋、浮ドック
ア 平面図及び立面図
イ 構造図
ウ その他必要な図面・文書等

（６）船舶
ア 平面図及び立面図
イ 構造図
ウ 船舶登記簿謄本又はその写し（船舶法（明治32年法律第46号）により登録を受けた船舶の場合に限る。）
エ その他必要な図面・文書等

（７）航空機
ア 平面図及び立面図
イ 構造図
ウ 航空機登録原簿謄本（航空法（昭和27年法律第231号）により登録を受けた

航空機の場合に限る。）又はその写し
エ その他必要な図面・文書等

（8）地上権等

ア 地上権又は地役権の設定契約書写し
イ 地上権又は地役権の設定された土地の地図（公図）写し及び当該権利の設定範囲を示す図面
ウ 全部事項証明書又は土地登記簿謄本（写し）
エ 鉱区区域図
オ 鉱床説明書
カ その他必要な図面・文書等

（9）特許権等

ア 特許権の場合は、特許発明に関する図面、特許登録原簿に記載されている事項について特許法第186条の規定（証明等の請求）に基づき交付を受けた書面又はその写し
イ 商標権の場合は、商標登録原簿に記載されている事項について商標法（昭和34年法律第127号）第72条の規定（証明等の請求）に基づき交付を受けた書面又はその写し
ウ 実用新案権の場合は、登録実用新案に関する図面、実用新案登録原簿に記載されている事項について実用新案法（昭和34年法律第123号）第55条第1項の規定（証明等の請求）に基づき交付を受けた書面又はその写し
エ その他必要な図面・文書等

（10）著作権

ア 著作物又はそれを複製若しくは記録したもの
イ 著作権登録原簿謄本又はその写し
ウ 著作物の取得に係る関係書類（契約書、応募要領等）
エ その他必要な図面・文書等

（11）株式等

ア 当該有価証券の受入れに際して金銭出納員が発行した有価証券受入報告書又はこれに準ずる資料
イ その他必要な図面・文書等

（12）出資による権利

ア 当該権利を証する書面の写し
イ その他必要な図面・文書等

（13）不動産の信託の受益権

ア 当該信託財産の契約書（写）
イ 不動産の信託の受益権証書（写）
ウ 登録簿（信託原簿を含む。）（写）
エ その他必要な図面・文書等

（14）有価証券の信託の受益権

ア 当該信託財産の契約書（写）

イ 当該信託財産の運用実績に関する報告書（写）
ウ その他必要な文書等

（財産異動時の台帳等の引継ぎ）
第９条　所管換え等により財産を異動するときは、規則第７条第２項に規定する公有財産引継書を作成のうえ、当該財産の台帳及び台帳附属資料を引き受ける部局長等に引き継ぐものとする。

（閉鎖台帳等の管理）
第１０条　台帳の閉鎖を行った場合は、閉鎖時の台帳の所管部局において、当該台帳に附属していた台帳附属資料を保存しておかなければならない。また、当該閉鎖台帳は、財務部において保存するものとする。
２　現物出資により台帳の閉鎖を行った場合は、当該台帳の台帳附属資料を、出資により取得する出資による権利の台帳附属資料と併せて保存しておかなければならない。
３　信託により台帳の閉鎖を行った場合は、当該台帳の台帳附属資料を、信託により取得する不動産又は有価証券の信託の受益権の台帳附属資料と併せて保存しておかなければならない。

（各台帳の登録事項）
第１１条　個々の台帳に共通する事項欄の登録は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）索引番号欄
ア　土地、建物、工作物、立木竹などが属する施設を示す11桁の番号を登録する。
イ　前号アに規定する番号は、財務部長がシステムにより指定（システムにより自動採番を行う。）する。
（２）施設名称欄
ア　土地、建物、工作物、立木竹などが属する施設の名称を登録する。
イ　用途廃止された施設については、従前の名称の頭に「元」を付したものを登録する。なお、用途廃止された施設のうち、道路、河川については、従前の名称の末尾に「廃道敷」、「廃川敷」と付したものを登録する。
ウ　土地のみが属する施設の場合は、末尾に「敷地」と付したものを登録する。
エ　登録にあたっては、他の施設の施設名称と識別可能な名称とする。
例　事業用資産（行政財産）：府庁本館、咲洲庁舎、〇〇事務所、
〇〇公園など
事業用資産（普通財産）：元横山高等学校、元婦人会館、
府道茨木余野線（茨木市）廃道敷、
二級河川石津川廃川敷など
インフラ資産：府道余野茨木線（茨木市）、二級河川石津川など
（３）財産番号欄
ア　土地、建物、工作物、立木竹など当該財産を示す番号を登録する。

イ　前号アに規定する番号は、財務部長がシステムにより指定（システムにより自動採番を行う。）する。

（４）財産名称欄（土地以外）

ア　通称名等を登録する。

イ　登録にあたっては、他の台帳における財産名称と識別可能な名称とする。

（５）所属欄

当該財産を所管する部局、室課（所）名を登録する。

（６）分類、区分、数量等単位欄

登録に当たっては、別表１「公有財産種別種目整理表」に掲げる分類、区分、数量等単位より選択し登録する。

（台帳価格）

第１２条　台帳に登録する取得価額（１円に満たない場合は１円とする。）は、次の各号によるものとする。

（１）当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。

（２）無償取得に係るものは、時価に比準して算定した金額とする。

（３）減価償却、減損では変動しない。

（４）財産の一部の買入れ、交換等により面積や数量の増加が生じた場合は、その増加分の価格を取得価額に加える。

（５）売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。

ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合

登録されている取得価額を除却する。

イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合

滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。

（６）第２条第12号に規定する株式等及び同条第13号に規定する出資による権利にあっては、作成基準第15条第８号ア（ア）に規定するなお書きに該当する場合には、それに相応する価額に更正するものとする。また、第2条第14号に規定する信託受益権においてもこれを準用するものとする。

（７）完成土地については、「棚卸資産（販売用不動産）に関する実務指針」第３条に定める価額とする。ただし、作成基準第14条第7号アに規定するなお書きに該当する場合には、それに相応する価額に更正するものとする。

（現在価額）

第１３条　台帳には、財産の使用許可時の使用料又は貸付時の貸付料（インフラ資産のうち、道路法及び河川法の規定により占用料を算定する財産（道路及び河川を構成する財産）は除く。）の算定基礎額として、現在価額を登録するものとする。なお、現在価額は、財産の取得価額に対して推定時価（現時点での価格）と捉えるものとする。

２　第12条第5号の規定は、現在価額において準用する。この場合、「取得価額」は「現在価額」と読み替えるものとする。

（現在価額の改定）

第１４条　財務部長は、台帳登録を行った土地及び建物の現在価額について、毎年度３月31日の現況において、次の各号に掲げる取扱いにより評価替えを行い、毎年度４月１日に価額を改定するものとする。ただし、完成土地の改定についてはこの限りでない。また、部局長等は、年度の途中においても、所管する財産の現在価額が時価に比して著しく不相当と認められる場合は、財務部長と協議のうえ、相当と推定される時価に改定できるものとする。

（１）土地については、市区町村別及び用途区分別に定める大阪府基準地価格対前年変動率により財務部長が算定した改定倍率を現在価額に乗じる。ただし、土地が府外に所在する場合は、別に定めるものとする。なお、これにより算定した現在価額に１円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

注）価額改定時に使用する「用途区分」

用途区分	
住宅地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域
商業地域	近隣商業地域、商業地域、準住居地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域、工業専用地域
市街化調整区域	市街化調整区域

（２）建物については、建物構造区分に応じて、財務部長が別に定める価額改定要領に基づき改定倍率を現在価額に乗じる。なお、これにより算定した現在価額に１円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

注）価額改定時に使用する「建物構造区分」

構造区分	
耐火構造 （級別Ａ）	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨コンクリート造 コンクリート造 コンクリートブロック造 レンガ、石積造 プレストレスコンクリート造 プレキャストコンクリート造
準耐火構造 （級別B）	鉄骨造 軽量鉄骨造

木　造 （級別C）	木造
その他 （級別C）	土蔵造 倉庫・車庫等の簡易建物で、バラック建程度のもの（構造等を問わない。）

（３）土地、建物以外の財産は、評価替えは行わない。ただし、部局長等は、その価額が時価に比して著しく不相当と認められる場合は、財務部長と協議のうえ、相当と推定される時価に随時改定できるものとする。

（財産の耐用年数）

第１５条　財産の耐用年数は、以下によるものとする。

（１）耐用年数は、別表３「耐用年数表」に定めるものとする。

（２）耐用年数は第３条１項に定める台帳の登録単位ごとに適用するが、別表３の２に定める建物付属設備については同表の用途ごとに耐用年数を適用する。

（３）建物、工作物及び動産を増改築又は改造・改良を行った場合の用途及び構造並びに耐用年数の設定は次の各号に掲げるとおりとする。

ア　増改築又は改造・改良を行った部分が当初設定した用途及び構造並びに耐用年数に影響を及ぼさない場合は当初に設定したものを適用するものとし、増改築等後に当該部分に応じた用途等の変更は行わない。

イ　増改築又は改造・改良を行った部分が当初の構造と区分でき、かつ、それぞれが社会通念上別の建物とみられるものであるときは、それぞれの構造の異なる建物ごとに区分して用途及び構造並びに耐用年数を設定する。

（４）建物及び工作物を移築及び移設した場合は、耐用年数の変更を行わない。

（５）耐用年数の全部または一部を経過した中古資産を取得した場合には、別表３「耐用年数表」に定める耐用年数をその経過年数に応じて縮減して適用するなど、取得以後の使用可能期間の年数を見積もって耐用年数とすることができる。

（減価償却）

第１６条　財務部長は、償却資産について、財産ごとに前条に規定する耐用年数と、次の各号に掲げる備忘価額に基づき、定額法により減価償却額を算定する。

（１）建物、工作物、動産　　１円

（２）無体財産権　　０円

２　財務部長は、前項に定める減価償却額を、毎月末の現況において、その月ごとに算定するものとし、当該減価償却額をシステムに登録する。なお、減価償却は、財産の供用開始日の翌月から開始する。

３　取得額、耐用月数の変更・修正等により１月分の減価償却額が変わる場合は、その財産の取得当初から減価償却額を再計算するものとする。ただし、減損処理された償却資産については、減損前減価償却額の再計算を行わないものとする。

４　財産の所管換え等を行った場合、当該財産の当月分減価償却額は所管換え等先で計上する。

５　既存の償却資産に対して増改築等を行った場合は、当該増改築等部分については、既存の償却資産と用途及び構造並びに耐用年数を同じくする償却資産を新たに取得したものとし、増改築等の後に減価償却を行うものとする。

６　次条に規定する減損処理された償却資産については、次の算式に基づいて減価償却額を算定した上でシステムに登録し、処理当月の減価償却は減損後償却額で行う。

$$減価償却額＝\frac{取得価額－備忘価額－減価償却累計額－\begin{array}{c}期末における減損累計額\\（当期計上額を含む）\end{array}}{減損後の耐用月数（耐用期間－減損処理までの経過期間）}$$

７　売払い、撤去等で償却資産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、減価償却の累計額を除却する。

（１）台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合

登録している減価償却累計額を除却する。

（２）台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合

滅失した部分相当額を、登録している減価償却累計額から除却する。

この場合、除却する減価償却累計額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。

８　第１項及び第３項から第６項までにより算定した減価償却額に１円未満の端数があるときは、その端数は１円に切り上げる。なお、減価償却の最終月における減価償却額は、取得価額から備忘価額、その前月までの減価償却累計額及び減損累計額を差引いた額とする。

（減損処理）

第１７条　減損処理については、別に定める「減損処理取扱要領」による。

２　部局長等は、前項の規定により減損処理する場合、次の各号に掲げる算式に基づいて減損額を算定した上でシステムに登録する。また、異動日は減損を認識された時点を登録する。

（１）行政財産の場合

減損額＝取得価額－減価償却累計額－減損を認識した時点の減損累計額－正味売却価額又は使用価値相当額のいずれか高い額

（２）普通財産の場合

減損額＝取得価額－減価償却累計額－減損を認識した時点の減損累計額－正味売却価額

３　売払い、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、減損の累計額を除却する。

（１）台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合

登録している減損累計額を除却する。

（２）台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合

滅失した部分相当額を、登録している減損累計額から除却する。

この場合、除却する減損累計額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。

（借用財産）

第１８条　部局長等は、所管事業にかかわる土地又は建物を１年以上の期間借用する契約を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。

２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

（使用許可、貸付又は使用承認の状況）

第１９条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。

２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

（その他の資産）

第２０条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。

（１）リース資産

ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。

イ　登録単位は、契約単位ではなく、個々のリース資産を一の単位とする。なお、これによりがたい場合は、別途、取り扱う。

また、当該資産を２つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合は、第３条第２項の規定を準用する。

ウ　減価償却は、第16条第1項第２号の規定を準用し、備忘価額を0円として算定し、取得した月から開始する。なお、それ以外の減価償却に係る取扱いは、第16条第２項から第４項及び第６項から第８項の規定を準用する。

エ　イ及びウ以外に係る取扱いについては、第４条、第５条、第６条、第７条第２項、第９条、第11条、第12条、第１５条及び第１７条（第２項においては第１号）の規定を準用する。

（２）ソフトウェア

ア　作成基準第15条第６号に規定する固定資産をいう。

イ　登録単位は、契約単位ではなく、個々のソフトウェアを一の単位とし、当該資産を２つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合は、第３条第２項の規定を準用する。

ウ　減価償却は、第16条第1項第２号の規定を準用し、備忘価額を0円として算定する。なお、それ以外の減価償却に係る取扱いは、第16条第２項から第８項までの規定を準用する。

エ　イ及びウ以外に係る取扱いについては、第４条、第５条、第６条、第７条第２項、第９条、第11条、第12条、第１５条及び第１７条（第２項においては

第１号）の規定を準用する。

（３）所有外管理資産

ア　作成基準第２条第10号に規定する固定資産をいう。

イ　所有外管理資産に係る取扱いについては、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条第２項、第９条、第11条、第12条、第15条及び第16条の規定を準用する。

（他のシステムとの連携）

第２１条　作成基準第７条に規定する財務諸表等の作成にあたっては、システムで管理する資産に関する情報を、正確に財務会計システムに提供しなければならない。

２　建設ＣＡＬＳシステムに登録される作成基準第15条第７号に規定する建設仮勘定を精算する場合には、適切に連携を図り、本システムに正確な固定資産に関する情報を登録しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行前の手続により処理された台帳については、なお、従前の例による。

附　則

この要領は、平成23年11月9日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年9月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附　則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第16条第6項の改定内容については、平成25年3月31日から適用する。

附　則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年3月17日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年３月31日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年１月７日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年９月24日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年９月14日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年11月５日から施行し、令和８年4月1日から適用する。

別表1

公有財産種別種目整理表

種別コード	種別	種目コード	種目名称	数量単位	CALS 側種目コード	摘要
0	土地		土地	㎡		
1	建物	000	木造	㎡		
1		001	非木造	㎡		
2	立木竹	000	立木(㎥)所有	㎥		
2		001	立木(㎥)分収1	㎥		府の分収契約受分 55%
2		002	立木(㎥)分収2	㎥		府の分収契約受分 60%
2		003	立木(㎥)分収3	㎥		府の分収契約受分 65%
2		004	立木(㎥)分収4	㎥		府の分収契約受分 69%
2		005	立木(㎥)分収5	㎥		府の分収契約受分 70%
2		006	立木(㎥)分収6	㎥		府の分収契約受分 32.5%
2		007	立木(㎥)分収7	㎥		府の分収契約受分 35%
2		010	立木(本)所有	本		
2		011	立木(本)分収1	本		府の分収契約受分 55%
2		012	立木(本)分収2	本		府の分収契約受分 60%
2		013	立木(本)分収3	本		府の分収契約受分 65%
2		014	立木(本)分収4	本		府の分収契約受分 69%
2		015	立木(本)分収5	本		府の分収契約受分 70%
2		016	立木(本)分収6	本		府の分収契約受分 32.5%
2		017	立木(本)分収7	本		府の分収契約受分 35%
4	動産	001	浮標	個		
4		002	浮桟橋	個		
4		003	浮ドック	個		
4		010	鉄鋼船	t		船舶法(明治 32 年法律第 46 号)の適用をうけるもの。
4		011	木船	t		同上
4		012	その他の船	t		同上
4		020	航空機	機		
4		029	その他	個		
5	物権	000	地上権	㎡		
5		001	地役権	㎡		
5		002	鉱業権	㎡		
5		003	採石権	㎡		

種別コード	種別	種目コード	種目名称	数量単位	CALS 側種目コード	摘要
6	無体財産権	000	特許権	件		
6		001	著作権	件		
6		002	商標権	件		
6		003	実用新案権	件		
6		004	意匠権	件		
7	有価証券	000	株式	株		
7		002	地方債	口		
7		003	国債	口		
7		004	受益証券	口		
7		005	出資証券	口		
7		013	鉄道債券	枚		
7		014	その他の社債	枚		
8	出資による権利		出資による権利	件		出捐金を含む。
9	工作物	000	門	個	000	木門、石門
9		001	囲障	個	001	さく、へい、生垣等
9		002	水道	個	002	屋外に独立して設置された飲用又は散水用の水道施設、給水塔等、一式をもって1個とする。
9		003	下水	個	003	下水道(排水管、排水路)等、一式をもって1個とする。
9		004	池井	個	004	人工を加えた池、沼、養魚池、井戸等各1ヵ所をもって1個とする。
9		005	貯水池	個	005	ろ過池、沈でん池、プール等1ヵ所をもって1個とする。
9		006	水路	個	006	送水路、暗きょ、インクラインを含み1ヵ所をもって1個とする。
9		007	せき水門	個	007	水門、開閉水門、まき上水門を含めて1ヵ所をもって1個とする。
9		008	貯槽	個	008	水槽、貯油槽、ガスタンク、薬品タンク等1ヵ所をもって1個とする。
9		009	電信電話電力線路	個	009	架空ケーブル、地下ケーブル等を包括し1ヶ所をもって1個とする。
9		010	照明装置	個	010	取りはずす部分は含まない、一式をもって1個とする。
9		011	電柱	本	011	
9		012	諸標	個	012	浮標、立標、信号標識等の各1ヵ所をもって1個とする。
9		013	射場	個	013	射撃場における諸工作物の一式をもって1個とする。
9		014	トンネル	個	014	1ヵ所をもって1個とする。
9		015	灯台	個	015	1ヵ所をもって1個とする。
9		016	塔	個	016	広告塔、警報塔、望楼等。
9		017	橋	個	017	桟橋、陸橋を含む。
9		018	煙突	個	018	独立の存在を有するもので煙道等の設備を一団として、一基をもって1個とする。

種別コード	種別	種目コード	種目名称	数量単位	CALS 側種目コード	摘要
9		019	起重機	個	019	定置式のものにつき一式をもって 1 個とする。
9		020	昇降機	個	020	一式をもって 1 個とする。
9		021	焼却炉	個	021	
9		022	遊戯設備	個	022	一式をもって 1 個とする。
9		023	競技設備	個	023	一式をもって 1 個とする。
9		024	原動装置	個	024	一式をもって 1 個とする。
9		025	伝動装置	個	025	一式をもって 1 個とする。
9		026	変電装置	個	026	一式をもって 1 個とする。
9		027	ガス設備	個	027	一式をもって 1 個とする。
9		028	消火設備	個	028	一式をもって 1 個とする。
9		029	雑工作物	個	029	他の種目に属しないもの、各 1 ヵ所をもって 1 個とする。
9		100	道路施設(道路)	個	030	
9		101	立体横断施設等(道路)	個	031	
9		102	道路設備(道路)	個	032	
9		103	ライフライン(道路)	個	033	
9		104	駐車場(道路)	個	034	
9	工作物	105	モノレール(道路)	個	035	
9		106	河川本体構造物(河川)	個	036	
9		107	付帯構造物(河川)	個	037	
9		108	河川浄化施設(河川)	個	038	
9		109	排水機場(河川)	個	039	
9		110	遊水地(河川)	個	040	
9		111	流域調節池(河川)	個	041	
9		112	地下河川(河川)	個	042	
9		113	ダム施設(河川)	個	043	
9		114	砂防施設(河川)	個	044	
9		115	急傾斜地崩壊対策施設(河川)	個	045	
9		116	地すべり対策施設(河川)	個	046	
9		117	その他河川施設等(河川)	個	047	
9		124	水域施設(港湾)	個	054	
9		125	外郭施設(港湾)	個	055	
9		126	係留施設(港湾)	個	056	
9		127	臨港交通施設(港湾)	個	057	

種別コード	種別	種目コード	種目名称	数量単位	CALS 側種目コード	摘要
9		128	荷捌施設(港湾)	個	058	
9		129	保管施設(港湾)	個	059	
9		130	廃棄物処理施設(港湾)	個	060	
9		131	環境整備施設(港湾)	個	061	
9		132	公害防止施設(港湾)	個	062	
9		133	埠頭保安設備(港湾)	個	063	
9		134	雑工作物(港湾)	個	064	
9		135	港湾施設建物(港湾)	個	065	
9		136	海岸施設(海岸)	個	066	
9		137	外郭施設(漁港)	個	067	
9		138	係留施設(漁港)	個	068	
9		139	水域施設(漁港)	個	069	
9		140	輸送施設(漁港)	個	070	
9		141	航行補助施設(漁港)	個	071	
9		142	海岸保全施設(漁港)	個	072	
9		143	魚礁施設(漁港)	個	073	
9	工作物	144	園路広場(公園)	個	074	
9		145	修景施設(公園)	個	075	
9		146	遊戯施設(公園)	個	076	
9		147	運動施設(公園)	個	077	
9		148	教養施設(公園)	個	078	
9		149	便益施設(公園)	個	079	
9		150	管理施設(公園)	個	080	
9		151	その他の施設(公園)	個	081	
9		152	道路施設(農業)	個	082	
9		153	ため池施設(農業)	個	083	
9		154	ダム施設(農業)	個	084	
9		155	揚排水施設(農業)	個	085	
9		156	水路施設(農業)	個	086	
9		157	かんがい排水施設(農業)	個	087	
9		158	テレメータ施設(農業)	個	088	
9		159	海岸堤防防災施設(農業)	個	089	
9		160	自然公園施設・府民の森施設	個	090	

種別コード	種別	種目コード	種目名称	数量単位	CALS 側種目コード	摘要
13	信託受益権	000	不動産	件		
13		001	有価証券	件		

別表2

異動理由表

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
000	その他(名称等変更)(＋)	増減に関係のない項目(財産名称等)を変更するとき	―		0
001	建設 CALS から取込(＋)	建設CALS連携による更新仮登録	―		0
002	建設CALSから取込追加(＋)	建設CALS連携による更新仮登録(追加分)	―		0
010	その他の取得(＋)	寄附等具体的な異動による場合を除く取得	12	取得(受)	0 （ただし、リース資産の場合は 1）
020	寄附(その他)(＋)	国、地方公共団体等以外からの寄附	30	寄付(受)	1
021	寄附(その他・建物内設備)(＋)	国、地方公共団体等以外からの寄附により建物内設備を新たに登録するとき	30	寄付(受)	1
025	寄附(国・地方公共団体等)(＋)	国、地方公共団体等からの無償譲受	30	寄付(受)	1
026	寄附(国・地方公共団体等・建物内設備)(＋)	国、地方公共団体等からの無償譲受により建物内設備を新たに登録するとき	30	寄付(受)	1
030	譲受け(＋)	適正な対価を減額して譲受を行ったとき	10	購入取得(受)	0
040	交換(＋)	公有財産を交換により取得したとき	60	交換(受)	0
050	買入れ(＋)	公有財産を適正な対価により買い入れたとき（有償所管換えを含む）	10	購入取得(受)	0
060	契約解除(＋)	府が土地を分割払いで売払い途中で相手が払えなくなって売払った土地を引き上げたとき	12	取得(受)	0
070	種別替え(＋)	公有財産の種別(土地、建物、工作物等の別)を変更したとき	91	その他(受)	0
080	種目替え(＋)	公有財産の種目(門、囲障等の別)を変更したとき。立木竹にあっては分収割合を変更したとき	91	その他(受)	0
090	分類替え(＋)	土地１筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産にしたとき、又はその逆	50	所管替(受)	1

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
100	区分替え（＋）	施設単位で行政財産を普通財産にしたとき、又はその逆および公有財産の区分（本庁舎、警察施設、学校等の別）を変更したとき	―		0
110	所管換え（所属替え）（＋）	所管換え：各部局長等相互間で所管をかえたとき、所属替え：部局内で分掌をかえたとき	50	所管替（受）	1
111	組織替え（＋）	組織を改正したとき	53	組織替（受）	0
112	資産全部所管換え（＋）	土地１筆、建物1棟などの単位で所管換え（所属替えを含む）が生じたとき（所管換え受所属） （有償所管換えを除く）	50	所管替（受）	1
113	資産一部所管換え（＋）	土地１筆、建物1棟などの単位うちその一部で所管換えが（所属替えを含む）生じたとき（所管換え受所属） （有償所管換えを除く）	50	所管替（受）	1
114	分割（＋）	建物・工作物を分割したとき（受財産）	50	所管替（受）	1
115	資産異動（＋）	所管課内で財産の情報（管理事業・会計種別など）を変えることなく異動するとき（受財産）	50	所管替（受）	1
120	インフラ資産へ（から）編入（＋）	事業用資産（インフラ資産以外）の公有財産をインフラ資産（道路、河川、橋梁等）にしたとき、又はインフラ資産を事業用資産にしたとき（受財産）	50	所管替（受）	1
130	物品から編入（＋）	物品（重要物品）を公有財産にしたとき	50	所管替（受）	1
		物品（重要物品を除く）を公有財産にしたとき	12	取得（受）	0
140	引受け（＋）	公有財産を財務部長が各部局長等から引き継いだとき	50	所管替（受）	1
160	登載漏れ（＋）	公有財産台帳に登録漏れがあったとき （できるだけ本来の異動理由を使用すること）	91	その他（受）	0
170	調査（＋）	各部局長等が調査により府有財産であることを発見したとき（できるだけ本来の異動理由を使用すること）	91	その他（受）	0
180	誤びゅう訂正（＋）	過年度の入力期間中に登録した複式情報でない項目（面積、現在価額等）の誤りを修正するとき	―		0
190	現在価額改定（＋）	現在価額の改定を行ったとき	―		0
200	端数整理（＋）	土地を分筆したときに面積の端数が出るとき	―		0
210	表示変更（＋）	地目変更、地積更正、所在地変更により土地の数量に増減が生じたとき	―		0

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
220	代物弁済（＋）	府の債権の消滅原因として、本来受けるべき給付にかわって受けた給付が公有財産に該当するとき	12	取得（受）	0
230	換地（＋）	区画整理等により換地されたとき（仮換地を含む）	60	交換（受）	0
240	収用（＋）	土地収用法等の規定により土地を収用したとき	10	購入取得（受）	0
250	埋立（＋）	公有水面埋立法により所有権を取得したとき	10	購入取得（受）	0
260	造成（＋）	盛土、切土、土留等土地の経済上の価値を増加させる行為をしたとき	11	工事取得（受）	0
270	分筆（＋）	分筆により土地の数量に増減が生じたとき	ー		0
280	合筆（＋）	合筆により土地の数量に増減が生じたとき	ー		0
300	新築（新設・新造・新植）（＋）	建物、工作物等を新たにつくったとき	11	工事取得（受）	0
301	建物内設備登録（＋）	建物内設備を新たに登録するとき（寄附により建物内設備を新たに登録する場合は、該当する異動理由を使用すること）	11	工事取得（受）	0
310	増築（増設・増植）（＋）	既設の建物等に新たな建物等をつけ加えたとき。	11	工事取得（受）	0
320	改築（改設・改造）（＋）	建物、工作物等の一部を撤去して新たに用途、規模、構造の著しく異ならないものをつくったとき（受入側）	11	工事取得（受）	0
330	移築（移設・移植）（＋）	建物、工作物等を解体し又は基礎部分の定着性を遊離し、異なる位置に1／2以上の数量の古材を使用し再構築したとき（古材の使用が1／2以下の場合は新築）	11	工事取得（受）	0
340	模様替え（＋）	建物等の構造物について利用上、構造上該当建物等の数量に変更のない現状変更を行ったとき	11	工事取得（受）	0
350	データ移行（＋）	新システムへのデータ移行（H23.3.1）	ー		0
360	データ移行2（＋）	旧システムへのデータ移行（H5.3.31）	ー		0
400	株式無償交付（＋）	新株発行により株式の交付を受けたとき	30	寄付（受）	1

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
410	株式配当（＋）	株式現物により配当を受けたとき	30	寄付（受）	1
420	株式分割（＋）	1株→100 株など。	12	取得（受）	0
430	再交付（＋）	株式の再交付を受けたとき	ー		0
450	出資（出捐）（＋）	株式会社、外郭団体等に府が出資又は出えんを行うことにより権利を取得したとき	10	購入取得（受）	0
452	評価増（＋）	処理要領第12条第6号の規定に該当し、減額した後、再度の評価により増額したとき（ただし、出資額又は当初信託財産の価額から減額した範囲内の額）	12	取得（受）	0
453	信託（＋）	信託により信託受益権を取得したとき	10	購入取得（受）	0
460	設定（＋）	地上権等の用益物件及び無体財産権を設定したとき（寄附による場合は寄附を選択する。）	10	購入取得（受）	0
470	基金から編入（＋）	土地開発基金により取得した財産を買い戻したとき	12	取得（受）	0
480	その他（＋）	他の異動理由のいずれにも該当しない理由により、公有財産の数量、価額に増が生じたとき	91	その他（受）	0
491	複式情報修正（＋）	過年度の入力期間中に登録した複式情報（取得価額、管理事業等）を含む項目の誤りを修正するとき	91	その他（受）	0
492	内部取引に伴う管理事業変更（＋）	所管換え等の内部取引に伴い管理事業を変更するとき ※612 資産全部所管換え（−）等の登録時に、併せて管理事業も変更できます。	50	所管替（受）	1
520	無償譲渡（その他）（ー）	所有権が移転される国、市町村等以外への譲渡	96	その他（払）	0
521	一部無償譲渡（その他）（ー）	所有権が一部移転される国、市町村等以外への譲渡	96	その他（払）	0
522	一括無償譲渡（その他）（ー）	520 無償譲渡（その他）（ー）を施設単位で行うとき	96	その他（払）	0
525	無償譲渡（国・地方公共団体等）（ー）	所有権が移転される国、地方公共団体等への移管、帰属	35	寄付（払）	1
526	一部無償譲渡（国・地方公共団体等）（ー）	所有権が一部移転される国、地方公共団体等への移管、帰属	35	寄付（払）	1

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
527	一括無償譲渡（国・地方公共団体等）（ー）	525 無償譲渡（国・地方公共団体等）（ー）を施設単位で行うとき	35	寄付（払）	1
530	減額譲渡（ー）	適正な対価を減額して譲渡を行ったとき	20	売却（払）	1
531	一部減額譲渡（ー）	適正な対価を減額して一部譲渡を行ったとき	20	売却（払）	1
540	交換（ー）	公有財産を交換により処分したとき	65	交換（払）	0
541	一部交換（ー）	公有財産の一部を交換により処分したとき	65	交換（払）	0
542	一括交換（ー）	540 交換（ー）を施設単位で行うとき	65	交換（払）	0
550	売却（ー）	公有財産を適正な対価により売り払ったとき（有償所管換えを含む）	20	売却（払）	1
551	一部売却（ー）	公有財産の一部を適正な対価により売り払ったとき（有償所管換えを含む）	20	売却（払）	1
560	契約解除（ー）	府が土地を分割払いで買い入れ途中で府が払えなくなって買い入れた土地を返したとき	16	払出（払）	0
570	種別替え（ー）	公有財産の種別（土地、建物、工作物等の別）を変更したとき	96	その他（払）	0
571	一括種別替え（ー）	570 種別替え（ー）を施設単位で行うとき	96	その他（払）	0
580	種目替え（ー）	公有財産の種目（門、囲障等の別）を変更したとき。立木竹にあっては分収割合を変更したとき	96	その他（払）	0
590	分類替え（ー）	土地１筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産にしたとき、又はその逆	55	所管替（払）	1
600	区分替え（ー）	施設単位で行政財産を普通財産にしたとき、又はその逆および公有財産の区分（本庁舎、警察施設、学校等の別）を変更したとき	ー		0
610	所管換え（所属替え）（ー）	所管換え：各部局長等相互間で所管をかえたとき、所属替え：部局内で分掌をかえたとき	55	所管替（払）	1

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
611	組織替え（ー）	組織を改正したとき	58	組織替（払）	0
612	資産全部所管換え（ー）	土地１筆、建物1棟などの単位で所管換えが生じたとき（所管換え渡所属） （有償所管換えを除く）	55	所管替（払）	1
613	資産一部所管換え（ー）	土地１筆、建物1棟などの単位のうちその一部で所管換えが生じたとき（所管換え渡所属） （有償所管換えを除く）	55	所管替（払）	1
614	分割（ー）	建物・工作物を分割したとき（渡財産）	55	所管替（払）	1
615	資産異動（ー）	所管課内で財産の情報（管理事業・会計種別など）を変えることなく異動するとき（渡財産）	55	所管替（払）	1
620	インフラ資産へ（から）編入（ー）	事業用資産（インフラ資産以外）の公有財産をインフラ資産（道路、河川、橋梁等）にしたとき、又はインフラ資産を事業用資産にしたとき（渡財産）	55	所管替（払）	1
630	物品へ編入（ー）	公有財産を物品（重要物品）にしたとき	55	所管替（払）	1
631	一括物品へ編入（ー）	630 物品へ編入（ー）を施設単位で行うとき	55	所管替（払）	1
640	引継ぎ（ー）	公有財産を各部局長等から財務部長へ引き継ぐとき	55	所管替（払）	1
660	登載漏れ（ー）	公有財産台帳に登録漏れがあったとき （できるだけ本来の異動理由を使用すること）	96	その他（払）	0
670	調査（ー）	各部局長等が調査により府有財産以外であることを発見したとき（できるだけ本来の異動理由を使用すること）	96	その他（払）	0
680	誤びゅう訂正（ー）	過年度の入力期間中に登録した複式情報でない項目（面積、現在価額等）の誤りを修正するとき	ー		0
690	現在価額改定（ー）	現在価額の改定を行ったとき	ー		0

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
700	端数整理（ー）	土地を分筆したときに面積の端数が出るとき	ー		0
710	表示変更（ー）	地目変更、地積更正、所在地変更により土地の数量に増減が生じたとき	ー		0
730	換地（ー）	区画整理等により換地されたとき（仮換地を含む）	65	交換（払）	0
731	一部換地（ー）	区画整理等により一部換地されたとき（仮換地を含む）	65	交換（払）	0
740	収用（ー）	土地収用法等の規定により土地を収用されたとき	16	払出（払）	0
770	分筆（ー）	分筆により土地の数量に増減が生じたとき	ー		0
780	合筆（ー）	合筆により土地の数量に増減が生じたとき	ー		0
800	焼失（ー）	建物、工作物等が火災等により消失したとき	40	除却（払）	1
810	取りこわし（枯損）（ー）	償却済みの既設の建物等を撤去したとき（償却済みソフトウェアを含む）	40	除却（払）	1
811	一部取りこわし（枯損）（ー）	償却済みの既設の建物等を一部撤去したとき	40	除却（払）	1
812	一括取りこわし（枯損）（ー）	810 取りこわし（枯損）（ー）を施設単位で行うとき	40	除却（払）	1
820	改築（改設・改造）（ー）	建物、工作物等の一部を撤去して新たに用途、規模、構造の著しく異ならないものをつくったとき（払出側）	40	除却（払）	1
830	移築（移設・移植）（ー）	建物、工作物等を解体し又は基礎部分の定着性を遊離し、異なる位置に1／2以上の数量の古材を使用し再構築したとき（古材の使用が1／2以下の場合は新築）	40	除却（払）	1

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
840	模様替え（ー）	建物等の構造物について利用上、構造上該当建物等の数量に変更のない現状変更を行ったとき	40	除却（払）	1
850	撤去（ー）	償却の済んでいない既設の建物等を撤去したとき（償却の済んでいないソフトウェアを含む）	40	除却（払）	1
851	一部撤去（ー）	償却の済んでいない既設の建物等を一部撤去したとき	40	除却（払）	1
852	一括撤去（ー）	850 撤去（ー）を施設単位で行うとき	40	除却（払）	1
860	損傷（ー）	天災又は衝突等の事故により船舶、浮桟橋が損傷したとき	40	除却（払）	1
870	喪失（ー）	船舶、浮桟橋等を沈没、流出等により喪失したとき	40	除却（払）	1
880	伐採（ー）	立木竹を伐採により喪失したとき	40	除却（払）	1
890	盗伐（ー）	立木竹を盗伐により喪失したとき	40	除却（払）	1
900	株式併合（ー）	減資等により株式が併合されたとき	ー		0
910	株式消却（ー）	株式が消却されたとき	16	払出（払）	0
920	減債基金へ編入（ー）	減債基金へ編入したとき	16	払出（払）	0
930	抽選繰上償還（ー）	抽選繰上償還したとき	16	払出（払）	0
940	満期償還（ー）	満期償還したとき	16	払出（払）	0
950	出資（出捐）（ー）	株式会社、外郭団体等から府が出資金（出えん金）を回収したとき	16	払出（払）	0
951	一部出資（出捐）（ー）	株式会社、外郭団体等から府が出資金（出えん金）を一部回収したとき	16	払出（払）	0

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
952	評価減(ー)	処理要領第12条第6号の規定に該当したとき	16	払出(払)	0
953	一括出資(出捐)(ー)	950 出資(出捐)(ー)を施設単位で行うとき	16	払出(払)	0
954	信託(ー)	信託したとき、又は信託期間が満了したとき	16	払出(払)	0
955	一部信託(ー)	一部を信託したとき	16	払出(払)	0
956	一括信託(ー)	954 信託(ー)を施設単位で行うとき	16	払出(払)	0
960	消滅(ー)	地上権等の用益物件及び無体財産権を消滅させたとき	40	除却(払)	1
961	一部消滅(ー)	地上権等の用益物件及び無体財産権を一部消滅させたとき	40	除却(払)	1
962	リース期間満了(ー)	リース期間が満了したとき	40	除却(払)	1
963	一括消滅(ー)	960 消滅(ー)を施設単位で行うとき	40	除却(払)	1
970	基金へ編入(ー)	公有財産を基金に編入したとき	16	払出(払)	0
980	その他(ー)	他の異動理由のいずれにも該当しない理由により、公有財産の数量、価額に減が生じたとき	96	その他(払)	0
981	一部その他(ー)	980 その他(ー)を一部行うとき	96	その他(払)	0
982	一括その他(ー)	980 その他(ー)を施設単位で行うとき	96	その他(払)	0
991	複式情報修正(ー)	過年度の入力期間中に登録した複式情報(取得価額、管理事業等)を含む項目の誤りを修正するとき ※ただし、誤って登録した財産の現在高(数量、金額等)を0にする場合は 980 その他(ー)を選択する。	96	その他(払)	0
992	内部取引に伴う管理事業変更(ー)	所管換え等の内部取引に伴い管理事業を変更するとき ※612 資産全部所管換え(-)等の登録時に、併せて管理事業も変更できます。	55	所管替(払)	1

公有財産台帳登録情報		摘要	複式会計情報		自動仕訳対象（対象=1、対象外=0）
コード	異動理由		コード	大分類名称	
993	内部取引に伴う管理事業一括変更(一)	992 内部取引に伴う管理事業変更(一)を施設単位で行うとき ※612 資産全部所管換え(-)等の登録時に、併せて管理事業も変更できます。	55	所管替(払)	1
999	減損(一)	減損により価額減が生じたとき	81	減損	1

別表3

耐用年数表

1. 建物の耐用年数一覧表

	用途 ＼ 主体構造	A 鉄骨鉄筋Co	B 鉄筋Co	C 鉄骨Co	D 無筋Co	E Coブロック	F レンガ造	G プレストレストCo	H プレキャストCo	I 土蔵造	J 鉄骨造	K 軽量鉄骨造	L 木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	詰所・寄り場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
4	作業所・工作室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
6	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
7	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
8	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
9	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
10	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
11	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
12	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
14	廊下・渡廊下	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
15	図書室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	会館・本館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	音楽堂・ホール	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
20	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
21	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
22	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
23	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
24	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
25	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
26	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
27	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
28	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
29	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
34	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
35	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
39	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
40	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
41	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
42	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
43	技術室・機械室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
44	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
45	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
46	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
47	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

2. 建物付属設備の耐用年数一覧表

設備の種類			耐用年数
用途		主体構造	
電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	区分なし	6
	通信情報設備		15
	その他のもの		15
給排水設備			15
衛生設備			15
ガス設備			15
冷暖房設備	冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの		13
	その他のもの		15
ボイラー設備			15
昇降機設備	エレベーター		17
	エスカレーター		15
消火設備			8
排煙設備			8
災害報知設備			8
格納式避難設備			8
自動ドア開閉設備			12
アーケード	主として金属製のもの		15
	その他のもの		8
日よけ設備	主として金属製のもの		15
	その他のもの		8
可動間仕切り	簡易なもの		3
	その他のもの		15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの		18
	その他のもの		10

3－1. 工作物(事業用資産)耐用年数一覧表

施設名			構造種別(主体構造)										
			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
種目	用途									錆鉄製	鋼鉄製		
門	門		30	30	15	15	7	35	20	10	10	10	10
囲障	さく		30	30	15	15	7	35	20	10	10	10	10
	へい												
	生垣		20(区分なし)										
	その他		30	30	15	15	7	35	20	10	10	10	10
水道	水道施設		50	50	30	30	40	50	30	45	45	10	15
	給水塔		50	50	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	その他		50	50	30	30	40	50	30	45	45	10	15
	屋外給水設備		15(区分なし)										
下水	排水管		35	35	15	15	40	35	15	45	45	10	15
	排水路												
	その他												
池井	池		30(区分なし)										
	沼												
	養魚池												
	井戸												
	その他												
貯水池	濾過池		60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	沈殿池												
	その他												
水路	送水路		30(区分なし)										
	暗渠												
	インクライン		17(区分なし)										
	その他		30(区分なし)										
せき水門	水門		25(区分なし)										
	開閉水門												
	まきあげ水門												
	その他												
貯槽	水槽		50	50	30	30	40	50	40	25	15	10	10
	貯油槽		－	－	－	－	－	－	－	25	15	－	－
	ガスタンク		－	－	－	－	－	－	－	20	20	－	－
	薬品タンク	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	－	－	－	－	－	－	－	8	8	－	－
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	－	－	－	－	－	－	－	10	10	－	－
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	－	－	－	－	－	－	－	15	15	－	－

施設名		構造種別(主体構造)										
		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
種目	用途								鋳鉄製	鋼鉄製		
電信電話・電力線路	架空ケーブル	13(区分なし)										
	地下ケーブル											
照明装置	照明装置	−	−	−	−	−	−	−	10	10	−	−
電柱	電柱	−	42	−	−	−	−	−	50	50	−	15
諸標	立標	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	信号標識	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	交通信号機(公安委員会)	19(区分なし)										
	標識(公安委員会)	19(区分なし)										
射場	射場	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
トンネル	トンネル	75	75	30	30	50	−	−	−	−	−	10
灯台	灯台	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
塔	広告塔	50	50	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	警報塔											15
	望楼塔											15
橋	橋梁	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	桟橋	50	50	30	30	40	50	40	45	45	10	10
	陸橋	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
煙突	煙突	35	35	−	−	25	−	−	10	10	−	−
起重機	起重機	17(区分なし)										
昇降機	エレベーター	17(区分なし)										
	エスカレーター	15(区分なし)										
焼却炉	焼却炉	35	35	−	−	25	−	−	10	10	−	−
遊戯設備	公園	40(区分なし)										
	スタンド	45	45	−	−	−	−	−	30	30	−	−
	競輪場用競走路	10(区分なし)										
	ネット設備	15(区分なし)										
	野球場(土工施設)	30(区分なし)										
	陸上競技場(土工施設)	30(区分なし)										
	ゴルフコース(土工施設)	30(区分なし)										
	その他スポーツ施設(土工施設)	30(区分なし)										
	水泳プール	30(区分なし)										
	児童用遊具	10(区分なし)										
	児童用その他設備	15(区分なし)										
	その他	30(区分なし)										
競技用設備	競技用設備	30(区分なし)										
原動装置	原動装置	17(区分なし)										
伝動装置	伝動装置	17(区分なし)										
変電装置	変電装置	15(区分なし)										
ガス設備	ガス設備	15(区分なし)										
消火設備	消火設備	8(区分なし)										

施設名			構造種別(主体構造)										
			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
種目	用途									鋳鉄製	鋼鉄製		
雑工作物	舗装路面	Co、ﾚﾝｶﾞ、石	－	－	15	15	15	15	－	－	－	－	－
		As、木ﾚﾝｶﾞ	10(区分なし)										
	駐車場	Co	－	－	15	15	15	15	－	－	－	－	－
		As	10(区分なし)										
	露天式立体駐車場		－	－	－	－	－	－	－	15	15	－	－
	緑化施設・庭園		20(区分なし)										
	街頭防犯装置	(警察施設)	10(区分なし)										
	交通管制センター設置装置	(警察施設)	15(区分なし)										
	パーキング・メーター及びチケット	(警察施設)	19(区分なし)										
	交通情報　装置	(警察施設)	19(区分なし)										
	ごみ置場関係	(公営住宅施設)	38	38	34	34	34	－	－	－	31	－	－
	児童遊園関係	(公営住宅施設)	10(区分なし)										
	駐輪場	(公営住宅施設)	38	38	34	34	34	－	－	－	31	－	－
	団地内車路	(公営住宅施設)	10(区分なし)										
	駐車場(平面)	(公営住宅施設)	10(区分なし)										
	駐車場(立体式)	(公営住宅施設)	38	38	－	－	－	－	－	15	15	－	－
	駐車場(機械式)	(公営住宅施設)	10(区分なし)										
	その他		60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15

3－2. 工作物(事業用資産－公園)耐用年数一覧表

所属名称		都市整備部、府民文化部										
施設名		構造種別(主体構造)										
									金属造			
種目	用途	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	鋳鉄製	鋼鉄製	合成樹脂造	木造
園路広場	園路(アスファルト)	10(区分なし)										
	園路(〃以外)	－	－	15	15	15	15	－	－	－	－	－
	園路(橋梁)	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	広場	40(区分なし)										
修景施設	庭園	20(区分なし)										
遊戯施設	遊具	10(区分なし)										
運動施設	野球場	30(区分なし)										
	陸上競技場	30(区分なし)										
	テニスコート(土系)	30(区分なし)										
	テニスコート(〃以外)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	－
	水泳プール	30(区分なし)										
	運動広場	30(区分なし)										
教養施設	植物園	20(区分なし)										
便益施設	駐車場	10(区分なし)										
	立体駐車場	－	－	－	－	－	－	－	15	15	－	－
管理施設	照明施設	－	－	－	－	－	－	－	10	10	－	－
	高圧受電設備	15(区分なし)										
	井戸	30(区分なし)										
	水質浄化施設	17(区分なし)										
	落石防止網	－	－	－	－	－	－	－	15	15	－	－
その他の施設	耐震性貯水槽	50	50	30	30	40	50	40	25	15	10	10
	放送・通信施設	13(区分なし)										
	発電施設	17(区分なし)										

3－3. 工作物(事業用資産－農林公園)耐用年数一覧表

所属名称			環境農林水産部、府民文化部										
施設名			構造種別(主体構造)										
			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造	
種目	用途								鋳鉄製	鋼鉄製			
自然公園施設・府民の森施設	あずまや		30									15	
	デッキ		60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	囲障		30	30	15	15	7	35	20	10	10	10	10
	展望台(塔)		30										15
	標識・道標等		30	30	15	15	7	35	20	10	10	10	10
	門		30	30	15	15	7	35	20	10	10	10	10
	水路		30(区分なし)										
	給水設備		15(区分なし)										
	取水設備		15(区分なし)										
	浄水施設		15(区分なし)										
	配水施設		15(区分なし)										
	送排水設備		15(区分なし)										
	炊事設備	かまど	—	—	—	—	15	15	15	—	—	—	—
	炊事設備	石釜	—	—	—	—	15	15	15	—	—	—	—
	堆肥製造設備	コンポスト	50	50	30	30	—	—	—	25	15	—	10
	碑		20(区分なし)										
	日時計		20(区分なし)										
	木道		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
	橋梁		60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	貯水設備・貯水槽		50	50	30	30	—	—	—	25	15	10	10
	防火設備・防火水槽		50	50	30	30	—	—	—	25	15	10	10
	遊戯設備		10(区分なし)										
	競技設備		30										15
	駐車場		10(区分なし)										
	貯水池		60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15
	水道		50	50	30	30	40	50	30	45	45	10	15

3－4. 工作物(インフラ資産－道路)耐用年数一覧表

所属名称			都市整備部道路室、交通戦略室										
施設名			構造種別(主体構造)										
			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
種目	用途	用途内訳								鋳鉄製	鋼鉄製		
道路施設	道路本体構造物	※舗装、擁壁、小規模橋梁(15m 未満)、交通安全施設(安全柵、道路標識・道路照明灯)など	48(区分なし)										
	橋梁(15m 以上)		60	60	－	－	－	－	－	45	45	－	－
	トンネル		75(区分なし)										
	地下道		60	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－
立体横断施設等	歩道橋		60	60	－	－	－	－	－	45	45	－	－
	地下横断施設		60	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－
道路設備	排水設備(地下道ポンプ等)		20(区分なし)										
	トンネル設備		17(区分なし)										
	共同溝設備		17(区分なし)										
	道路情報提供装置		17(区分なし)										
ライフライン	共同溝		60	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電線共同溝		60	60	－	－	－	－	－	45	45	－	－
駐車場	府営駐車場		60	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－
モノレール	モノレール　橋梁(上部工)		60	60	－	－	－	－	－	45	45	－	－
	モノレール(下部工)		60	60	－	－	－	－	－	45	45	－	－
	分岐器		15(区分なし)										
	モノレール　駅舎		32(区分なし)										

3－5. 工作物（インフラ資産－河川）耐用年数一覧表

所属名称		都市整備部河川室										
施設名		構造種別（主体構造）										
種目	用途	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
									鋳鉄製	鋼鉄製		
河川本体構造物	河川本体構造物 堤防・護岸（護床工、落差工、魚道、転落防止柵、昇降施設、管理用通路など付帯施設含む）	49（区分なし）										
付帯構造物	親水施設	49（区分なし）										
	堰	49（区分なし）										
	水門・樋門（土木施設）	25（区分なし）										
	水門・樋門（電気・機械施設）	17（区分なし）										
	鉄扉	25（区分なし）										
	橋梁	60（区分なし）										
河川浄化施設	河川浄化施設	49（区分なし）										
	河川浄化施設（電気・機械施設）	17（区分なし）										
排水機場	排水機場（土木施設）	49（区分なし）										
	排水機場（電気・機械施設）	17（区分なし）										
遊水地	遊水地本体施設（転落防止柵、上面施設等の付帯施設含む）	49（区分なし）										
	機械設備施設	17（区分なし）										
流域調節池	流域調節池（土木施設）	50（区分なし）										
	流域調節池（電気・機械施設）	17（区分なし）										
地下河川	地下河川（土木施設）	50（区分なし）										
	地下河川（電気・機械施設）	17（区分なし）										
ダム施設	ダム構造物	49（区分なし）										
	付帯施設（転落防止柵、タラップ、管理用通路など）	49（区分なし）										
	電気・機械施設	17（区分なし）										
砂防施設	砂防ダム	50（区分なし）										
	流路工	50（区分なし）										
急傾斜地崩壊対策施設	法枠工	30（区分なし）										
	擁壁工	30（区分なし）										
地すべり対策施設	地すべり対策施設	30（区分なし）										
その他河川施設等	観測施設	17（区分なし）										
	船着場（防災船着場含む）	49（区分なし）										
	その他河川施設	50（区分なし）										

3－6. 工作物(インフラ資産－港湾)耐用年数一覧表

所属名称		大阪港湾局										
施設名		構造種別(主体構造)										
		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
種目	用途								鋳鉄製	鋼鉄製		
水域施設	航路	30(区分なし)										
	泊地	30(区分なし)										
外郭施設	防波堤	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	突堤	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	離岸堤	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	潜堤	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	導流堤	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	波除堤	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	防砂堤	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	人工リーフ	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	護岸	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
係留施設	岸壁	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	物揚場	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	船揚場	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	けい船岸	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
	さん橋	50	50	30	30	―	―	―	25	25	―	10
	係船くい	50	50	30	30	50	50	―	25	25	―	10
臨港交通施設	臨港道路	10(区分なし)										
	橋梁	60	60	―	―	―	―	―	45	45	―	15
荷捌施設	荷捌地	10(区分なし)										
	荷捌機械	17(区分なし)										
	受変電設備	15(区分なし)										
	照明設備	15(区分なし)										
保管施設	野積場	10(区分なし)										
	貯木場	30(区分なし)										
	定温燻蒸設備	15(区分なし)										
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	7(区分なし)										
	焼却施設	7(区分なし)										
	廃油処理施設	7(区分なし)										
環境整備施設	緑地	20(区分なし)										
公害防止施設	防塵柵	30	30	15	15	25	30	20	10	10	―	10
埠頭保安設備	埠頭保安設備	10(区分なし)										
雑工作物	雑工作物	50	50	50	50	50	50	50	50	50	10	15
	囲障	30	30	15	15	25	30	20	10	10	―	10
	貯槽	50	50	30	30	―	―	―	20	20	―	10
	照明設備	15(区分なし)										
	ガス設備	15(区分なし)										

所属名称		大阪港湾局										
施設名		構造種別(主体構造)										
		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
種目	用途								鋳鉄製	鋼鉄製		
雑工作物	門	30	30	15	15	25	30	20	10	10	ー	10
	水道	15(区分なし)										
	下水	35	35	15	ー	ー	ー	15	30	15	ー	ー
	電柱	45(区分なし)										
	電気設備	15(区分なし)										
	消火設備	15(区分なし)										
	電信、電話	10(区分なし)										
	電信、電話(架空線)	20(区分なし)										
	電力線路	25(区分なし)										
	標識	ー	60	50	ー	ー	50	ー	ー	15	10	10
	橋梁	60	60	ー	ー	ー	ー	ー	45	45	ー	15
	塔	ー	45	ー	ー	ー	ー	ー	ー	45	ー	ー
	焼却施設	7(区分なし)										
	廃油処理施設	7(区分なし)										
港湾施設建物	事務所	60	60	ー	50	50	50	ー	45	45	ー	25
	住宅	60	60	ー	45	45	45	ー	40	40	ー	25
	工場	45	45	ー	40	40	40	ー	35	35	ー	15
	倉庫	45	45	ー	40	40	40	ー	35	35	ー	15
	雑屋	45	45	ー	40	40	40	ー	35	35	ー	15
海岸施設	防潮堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	防波堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	突堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	離岸堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	潜堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	導流堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	波除堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	防砂堤	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	人工リーフ	50	50	30	30	50	50	ー	25	25	ー	10
	水門	25(区分なし)										
	樋門	25(区分なし)										
	門扉	25(区分なし)										
	角落し	25(区分なし)										
	排水機場	15(区分なし)										
	津波防災情報システム設備	10(区分なし)										
	水門等遠隔監視制御設備	10(区分なし)										

3－7. 工作物（インフラ資産－漁港）耐用年数一覧表

所属名称		環境農林水産部水産課										
施設名		構造種別（主体構造）										
		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
種目	用途								鋳鉄製	鋼鉄製		
外郭施設	防波堤	50	50	30	30	－	50	－	―	―	－	10
	導流堤	50	50	30	30	－	50	－	―	―	－	10
	護岸	50	50	30	30	－	50	－	25	25	－	10
	突堤・波除堤	50	50	30	30	－	50	－	―	―	－	10
係留施設	岸壁	50	50	30	30	－	50	－	25	25	－	－
	物揚場	50	50	30	30	－	50	－	25	25	－	－
	船揚場	50	50	30	30	－	50	－	25	25	－	－
水域施設	航路	50 （区分なし）										
	泊地	10（区分なし）										
輸送施設	道路	(Co)15 , (As)10										
	橋梁	60	60	―	―	―	―	－	45	45	－	15
	駐車場（As）	(Co)15 , (As)10										
	照明施設	－	－	―	－	－	－	－	10	10	－	―
航行補助施設	信号施設	10（区分なし）										
	照明施設	－	－	―	－	－	－	―	10	10	－	―
海岸保全施設	防潮堤・堤防	50	50	30	30	－	50	－	―	―	－	10
	突堤・波除堤	50	50	30	30	－	50	－	―	―	－	10
	離岸堤	50	50	30	30	－	50	－	―	―	－	10
	潜堤	50	50	30	30	－	50	－			－	10
	排水機場（設備）	17（区分なし）										
	水門・門扉	25（区分なし）										
	津波防災情報システム設備	17（区分なし）										
	遠隔監視制御設備	17（区分なし）										
魚礁施設	増殖場（餌料培養礁）	50（区分なし）										
	増殖場（投石）	50（区分なし）										
	大型魚礁	50（区分なし）										
	並型魚礁	50（区分なし）										

3－8. 工作物(インフラ資産・事業用資産－農業)耐用年数一覧表

所属名称		環境農林水産部農政室(農と緑の総合事務所)										
施設名		構造種別 (主体構造)										
種目	用途	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
									鋳鉄製	鋼鉄製		
道路施設	道路本体構造物(舗装、コンクリート構造物、歩道、ガードレール等の施設含む)	48(区分なし)										
	橋梁(15m以上)	60		—	—	—	—	—	45		—	—
	橋梁(15m以下)	60		—	—	—	—	—	45		—	—
	トンネル	75(区分なし)										
	地下道	60		—	—	—	—	—	—	—	—	—
ため池構造物	堤体	50		40		—	50	30	—	—	—	—
	付帯施設(転落防止柵、タラップ、管理用通路、橋、取水等)	20(区分なし)										
	機械設備(水門・樋門等)	25(区分なし)										
	機械設備(その他)	17(区分なし)										
ダム施設	ダム構造物	50		40		—	50	30	—	—	—	—
	付帯施設(転落防止柵、タラップ、管理用通路、橋、正門、花壇、記念碑、屋外給水塔、LPG設備、照明設備、フラッグポールなど)	20(区分なし)										
	機械設備(水門・樋門等)	25(区分なし)										
	機械設備(その他)	17(区分なし)										
揚排水施設	施設構造物	30(区分なし)										
	機械施設	17(区分なし)										
	付帯施設(囲障など)	20(区分なし)										
水路施設	水路構造物	30(区分なし)										
	機械設備(水門・樋門等)	25(区分なし)										
	付帯施設(電柱・囲障など)	20(区分なし)										
かんがい排水施設	管路施設	35		20		—	—	—	30	15	—	—
	機械設備	17(区分なし)										
	付帯施設(囲障、電柱、貯水槽、橋等)	20(区分なし)										
テレメータ施設	観測施設(水位計、テレメータなど)	17(区分なし)										
	付帯施設(電柱・囲障など)	20(区分なし)										
海岸堤防防災施設	堤防など	50	50	30	30	—	50	—	—	—	—	—

4. 無形固定資産償却資産等耐用年数一覧表

種目	耐用年数(年)
特許権	8
実用新案権	5
意匠権	7
商標権	10
ソフトウェア	5
リース資産	リース期間

5. 動産の耐用年数一覧表

種目	用途 / 主体構造	漁船		油そう船		薬品そう船	その他のもの										
								総トン数が2,000トン未満のもの			その他のもの						
		総トン数が500トン以上のもの	総トン数が500トン未満のもの	総トン数が2,000トン以上のもの	総トン数が2,000トン未満のもの		総トン数が2,000トン以上のもの	しゅんせつ船及び砂利採取船	カーフェリー	その他のもの	しゅんせつ船及び砂利採取船	発電船及びとう載漁船	動力漁船	薬品そう船	ひき船	モーターボート	その他のもの
鋼鉄船	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	12	9	13	11	10	15	10	11	14	―	―	―	―	―	―	―
	その他のもの	―	―	―	―	―	―	―	―	―	7	8	―	―	10	―	12
木船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	6	6	10	10	8	10	10	10	10	―	―	―	―	―	―	―
	その他のもの	―	―	―	―	―	―	―	―	―	5	4	6	7	6	―	8
その他の船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く。)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	―	―	―	―	―	―	―
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	7	7	7	7	7	7	7	7	7	―	―	―	―	―	―	―
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	8	8	8	8	8	8	8	8	8	―	―	―	―	―	―	―
	その他のもの	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	―	―	―	4	5
	鉄鋼船(港湾)	20															

種目	構造種別(用途)			主体構造	耐用年数
航空機	飛行機	主として金属製のもの	最大離陸重量が 130 トンを超えるもの	区分なし	10
			最大離陸重量が 130 トン以下のもので、5.7 トンを超えるもの		8
			最大離陸重量が 5.7 トン以下のもの		5
			その他のもの		5
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー			5
		その他のもの			5

種目	用途	構造種別(主体構造)										
		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
									鋳鉄製	鋼鉄製		
浮標	浮標	―	―	―	―	―	―	―	12	12	5	8
	浮標(港湾)	―	60	50	―	―	50	―	15	15	10	10
浮桟橋	浮桟橋	―	―	―	―	―	―	―	12	12	5	8
	浮桟橋(肉厚10mm超)(港湾)	20(区分なし)										
	浮桟橋(肉厚10mm以下)(港湾)	15(区分なし)										
浮ドック	浮ドック	―	―	―	―	―	―	―	20	20	―	―

別表４　固定資産計上基準表

【固定資産計上の基本方針】

1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。
2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。
3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。
4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。

～別表目次～

【１】取得時

【２】取得後

【３】主な建物内設備

【４】特に留意すべき固定資産計上の考え方（インフラ資産等）

【５】除却・取替処理方針

【1】取得時　　○ 資産として計上する　× 費用として計上する　△ 原則、費用として計上する

財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	備考
（共通）	需用費	消耗品費・燃料費・光熱水費・修繕料費	×	
	役務費	通信運搬費・保管料・手数料・運搬料	×	
	使用料及び賃借料	物品等の使用料、下水道使用料等、土地家屋、自動車等の賃借料	×	
	原材料費	工事材料費、加工用原材料費	×	
	備品購入費		×	
	負担金、補助及び交付金	協定に基づく工事負担金で府の資産となるもの	○	・市町村、関係団体の資産となるものは除く。 ・委託料による場合も同様とする。
	公課費	登記費用・登録免許税等の事務経費	×	
土地	公有財産購入費	土地購入費	○	・土地の取得に要した経費。 ・大阪府土地開発公社からの買戻しに伴う金利・手数料・事務経費なども資産として計上。
	補償、補填及び賠償金	移転補償費（立退き料）、漁業補償費	○	・原則として、土地の取得に伴う補償に要した経費。 ・大阪府土地開発公社からの買戻しに伴う金利・手数料・事務経費なども資産として計上。 ・工事に起因する損害賠償費は除く。
	工事請負費	土地造成工事費・埋立造成工事費	○	・海、川などの埋立造成に要した経費。
	委託料	測量費（土地の取得又は造成に関する詳細設計・実施設計を行った結果、必要となる測量）	○	・取得時に発生する用地測量（境界確定測量・丈量測量）は、当該土地を取得するために必要な経費として資産として計上。 ・分筆して土地を取得する場合の元地番に関する測量費は資産として計上。 ・造成工事などに係る測量は、資産として計上。 ・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。 ・市町村等への用地買収の全面委託のために必要な経費は資産として計上。（交渉委託は除く）
		測量（上記以外）	×	・設計の前段階で行う測量委託など
		調査費	×	・土壌汚染調査、文化財調査、物件補償調査、磁気探査、環境調査など。
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（土地の取得、造成等に関するもの）	○	・公有水面埋立免許取得に係る経費は資産として計上する。 ・これらの設計を修正した場合は、修正に係る経費を計上し、元の設計に係る経費は費用とする。
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	

【1】取得時　　○ 資産として計上する　× 費用として計上する　△ 原則、費用として計上する

財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	備考
建物	公有財産購入費	建物購入費	○	
	工事請負費	新築工事費	○	・基礎工事、外構工事（建物に該当するもの）、仮設工事を含む。
		設備新設費	○	・電気設備新設工事、冷暖房設備新設工事、昇降機設備新設工事など。これらを登録する際は、原則として、異動理由に建物内設備登録を選択し、建物本体と分けて計上する。
		撤去解体工事費	△	※新築工事、設備新設工事等に撤去解体工事が含まれており、金額の仕訳が困難な場合は新築工事、設備新設工事等と合わせて計上可能。
	委託料	測量費（新築工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	○	・追加の測量資産として計上する。 ・修正の測量は除く。
		測量費（上記以外）	×	・設計の前段階で行う測量委託など
		調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	△	・詳細設計等と金額の仕訳が困難な場合は資産計上可能。
		調査費（上記以外）	×	・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査など。
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（建物の取得又は新築工事に関するもの）	○	・これらの設計を修正した場合は、修正に係る経費を計上し、元の設計に係る経費は費用とする。
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	
工作物	公有財産購入費	工作物購入費	○	
	工事請負費	新設費、築造費	○	・基礎工事、外構工事（工作物に該当するもの）、仮設工事を含む。
		撤去解体工事費	△	※新設工事、築造工事等に撤去解体工事が含まれており、金額の仕訳が困難な場合は新設工事、築造工事等と合わせて資産計上可能。
	委託料	測量費（工作物の新設・築造工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	○	・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。
		測量費（上記以外）	×	・設計の前段階で行う測量委託など
		調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	△	・詳細設計等と金額の仕訳が困難な場合は資産計上可能。
		調査費（上記以外）	×	・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査など。
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	○	・これらの設計を修正した場合は、修正に係る経費を計上し、元の設計に係る経費は費用とする。
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	

【1】取得時　　○ 資産として計上する　× 費用として計上する　△ 原則、費用として計上する

財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	備考
立木竹	公有財産購入費	立木竹購入費	○	
	工事請負費	植栽植樹工事費	○	
	委託料	測量費（立木竹の取得又は植栽植樹工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	○	・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。
		測量費（上記以外）	×	・設計の前段階で行う測量委託など
		調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	△	・詳細設計等と金額の仕訳が困難な場合は資産計上可能。
		調査費（上記以外）	×	・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査など。
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（立木竹の取得又は植栽植樹工事に関するもの）	○	・これらの設計を修正した場合は、修正に係る経費を計上し、元の設計に係る経費は費用とする。
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	
動産	公有財産購入費	動産購入費	○	
	工事請負費	製造費、新設費	○	

（注1）同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、
　資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕訳することを基本とするが、仕訳が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能

（注2）複数の財産を一括の工事で取得する場合、各財産の直接工事比率により、計上する額を按分すること。
　この場合、小数点以下は四捨五入を行うなど、按分後合計額が按分前計上額と差額が生じないように留意すること。

【2】取得後　　○ 資産として計上する　× 費用として計上する　△ 原則、費用として計上する

財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	備考
（共通）	需用費	消耗品費・燃料費・光熱水費・修繕料費	×	
	役務費	通信運搬費・保管料・手数料・運搬料	×	
	使用料及び賃借料	物品等の使用料、下水道使用料等、土地家屋、自動車等の賃借料	×	
	原材料費	工事材料費、加工用原材料費	×	
	備品購入費		×	
	負担金、補助及び交付金	協定に基づく工事負担金で府の資産となるもの	○	・市町村、関係団体の資産となるものは除く。 ・委託料による場合も同様とする。
	公課費	登記費用・登録免許税等の事務経費	×	
土地	工事請負費	土地造成工事費・整地工事費・地盤改良工事費・形状変更工事費	○	・土地の財産価値を高める造成工事など。 ・底地を府が所有している池、沼などの埋立造成工事など。
		土壌汚染対策工事費（中和・入れ替え等）	△	※取得価額が土壌汚染相当額減額されているものは財産価値の増加となり、資産として計上。
		土地の一部として取り扱う立木の設置費	×	・校庭の樹木、自然林の植替えに伴う経費。
		砂利・アスファルト・芝敷設費	×	
	委託料	除草工事費	×	
		測量費（土地の価値を高める工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	○	・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事に係る測量費は、資産として計上 ・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。
		測量費（上記以外）	×	・隣接地との境界確定測量。 ・設計の前段階で行う測量委託など
		調査費	×	・土壌汚染調査、文化財調査など。
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（土地の価値を高める工事に関するもの）	○	・これらの設計を修正した場合は、修正に係る経費を計上し、元の設計に係る経費は費用とする。
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	

【2】取得後　　○ 資産として計上する　　× 費用として計上する　　△ 原則、費用として計上する

財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	備考
建物	工事請負費	建物増築費、建物改築費	○	・基礎工事、外構工事（建物に該当するもの）、仮設工事を含む。
		設備増設費	○	・電気設備増設工事、冷暖房設備増設工事、昇降機設備増設工事など。これらを登録する際は、原則として、異動理由に建物内設備登録を選択し、建物本体と分けて計上する。 ・仮設工事を含む。
		建物改良工事費	○	・建物の財産価値を高める工事（耐震補強工事、防音工事、断熱工事など。） ・建物の用途変更に伴う改装工事。 ・仮設工事を含む。
		設備改良工事費	○	・建物内設備を改良する工事（容量の増加、出力の増加など。部品取替えは除く。） ・仮設工事を含む。
		建物修繕費	×	・き損・損耗した建物を原状まで回復させる工事（補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工事、内装工事など）。 ・アスベスト除去など環境問題に対応するもの。
		設備修繕費	×	・き損・損耗した建物内設備を原状まで回復させる工事（補修工事、設備修理工事）。
		撤去解体工事費	△	※増改築工事、設備設置工事等に撤去解体工事が含まれており、金額の仕訳が困難な場合は増改築工事、設備設置工事等と合わせて計上可能。
	委託料	維持管理費・保守点検費	×	・清掃、保守点検など。
		測量費（増改築工事又は改良工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	○	・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。
		測量費（上記以外）	×	・設計の前段階で行う測量委託など
		調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	△	・詳細設計等と金額の仕訳が困難な場合は、資産計上可能。
		調査費（上記以外）	×	・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査など。
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（増改築又は改良工事に関するもの）	○	・これらの設計を修正した場合は、修正に係る経費を計上し、元の設計に係る経費は費用とする。
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	

【2】取得後　　○ 資産として計上する　　× 費用として計上する　　△ 原則、費用として計上する

財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	備考
工作物	工事請負費	増設工事費、拡張工事費	○	・基礎工事、外構工事（工作物に該当するもの）、仮設工事を含む。
		改良工事費	○	・工作物の財産価値を高める工事（耐震補強工事、信号機改良工事、通用門改良工事など）。
		修繕工事費	×	・き損・損耗した工作物を原状まで回復させる工事（塗装工事、通用門補修工事など）。
		撤去解体工事費	△	※増設工事等に撤去解体工事が含まれており、金額の仕訳が困難な場合は増設工事等と合わせて資産計上可能。
	委託料	測量費（工作物の増設又は改良工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	○	・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。
		測量費（上記以外）	×	・設計の前段階で行う測量委託など
		調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	△	・詳細設計等と金額の仕訳が困難な場合は、資産計上可能。
		調査費（上記以外）	×	・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査など。
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物増設又は改良工事に関するもの）	○	・これらの設計を修正した場合は、修正に係る経費を計上し、元の設計に係る経費は費用とする。
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	
立木竹	委託料	維持管理費（剪定など）	×	
動産	工事請負費	改良工事費（改造など）	○	・動産の主要構造部を改変し財産価値を増加させる改良を行った場合は、相当する工事費等の経費を資産計上。
		修繕工事費（修理など）	×	・き損・損耗した動産を原状まで回復させる工事（修繕工事、修理など）。

（注1）同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、

資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕訳することを基本とするが、仕訳が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能

（注2）複数の財産を一括の工事で取得する場合、各財産の直接工事比率により、計上する額を按分すること。

この場合、小数点以下は四捨五入を行うなど、按分後合計額が按分前計上額と差額が生じないように留意すること。

【3】主な建物内設備

建物内設備種別	主な建物内設備	備考
電気設備（蓄電池電源設備）	蓄電池、充電器及び整流器(回転変流器を含む。)並びにこれらに附属する配線、分電盤	
電気設備（通信情報設備）	通信設備、情報表示設備、音響設備、テレビ関連設備、監視カメラ、管理設備、各種配線	
電気設備（その他）	受変電設備、幹線、電灯コンセント、動力設備、自家発電設備、電灯用配線	・備品並びに機械装置に該当するものを除く。
給排水設備	タンク、ポンプ、配管、給湯設備	
衛生設備	衛生陶器（便器、洗面台など）、ごみ処理設備、厨房設備	・バリアフリー化（トイレ洋式化・自動洗浄化）は改良とし、資産計上する。
ガス設備	配管、ガス栓、ガスメーター	
冷暖房設備（22KW 以下）	冷暖房設備	・備品に該当するものを除く。
冷暖房設備（その他）	冷暖房設備、空調設備、換気設備、ダクト配管設備	
ボイラー設備	ボイラー	
昇降機設備（エレベーター）	エレベーター	
昇降機設備（エスカレーター）	エスカレーター	
消火設備	消火栓設備、スプリンクラー、消防用水	
排煙設備	排煙機、排煙口、ダクト	
災害報知設備	警報設備、非常用照明、誘導灯、防火設備	
格納式避難設備	格納式避難階段、格納式避難通路	・折たたみ式縄ばしご、救助袋のようなものは除く。
自動ドア開閉設備	電動機、圧縮機、駆動装置その他これらの附属機器	

（注1）同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕訳することを基本とするが、仕訳が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能

（注2）複数の財産を一括の工事で取得する場合、各財産の直接工事比率により、計上する額を按分すること。

この場合、小数点以下は四捨五入を行うなど、按分後合計額が按分前計上額と差額が生じないように留意すること。

【４】特に留意すべき固定資産計上の考え方（インフラ資産等）

～基本方針～

１ インフラ資産についても、事業用資産に準じ、固定資産計上基準をもとに資産計上する。

２ 固定資産計上基準による判断が困難と思われるものについて、概ね下記に表記するとおりであるが、細目については、財産種別毎に別途定めることができる。

３ インフラ資産等のうち、複数の構造物で構成される道路本体構造物や河川本体構造物などについては、一部の構造物が新設・改良・更新されるとしても、維持管理事業によるものは資産として計上しない。（改良事業によるものは資産として計上する。）

財産種別	科目	資産計上とする主な例	備考
道路	工事請負費	道路拡幅、道路本体構造物の新設・改良（維持管理事業のものは除く）、道路大規模補修等、橋梁補修等、昇降設備（エレベーター・エスカレーター）設置、駅舎増築	・道路本体構造物には、①車道舗装②歩道舗装③街路樹、植樹枡及び植樹帯④路面排水施設⑤路面照明施設⑥防護柵類⑦標識類及び交通安全施設（道路状況提供装置は除く）⑧擁壁⑨補強盛土⑩落石防護柵⑪コンクリート法枠⑫落石防護網⑬モルタル吹付け⑭遮音壁⑮15m 以下の橋梁が含まれる。
河川		河川改修等の河川本体構造物の新設・改良（維持管理事業のものは除く） 耐震補強、設備改良（出力増加など）などの機能増強されるもの	・河川本体構造物には、①堤防、②護岸・護床工、③落差工、④魚道、⑤小規模な樋門・樋管、⑥転落防止柵、⑦昇降施設（階段、スロープ）⑧管理通路、⑨長い区間にわたり設置された親水施設（遊歩道など）が含まれる。 ・維持浚渫（堆積土砂撤去）は資産計上しない。ただし、計画流量を増加させるための河床掘削については資産として計上する。
砂防		砂防施設耐震補強、急傾斜地崩壊対策施設増設	
ダム		ダム耐震補強、ダム設備改良（容量増加、出力増加）	
海岸		防潮堤・護岸・導流堤改良（耐震補強、被覆、根固、上部工嵩上、消波）、河口浚渫（流域断面の拡張をともなうもの）、水門・排水施設等設備改良（容量増加、出力増加等）	
港湾		航路等浚渫（水域の拡張をともなうもの）、防波堤・護岸・導流堤改良（耐震補強、被覆、根固、上部工嵩上、消波）、係留施設改良（耐震補強、防食）、付属物設置（維持管理事業による係船柱、車止、防舷材等の設置は除く）、道路拡幅	・道路（付属物、橋梁等）、緑地、下水道管はそれぞれの財産種別に従う ・維持浚渫（計画水深以上の体積土砂撤去）は資産計上しない。
漁港		船路等浚渫（水域の拡張をともなうもの）、防波堤・護岸改良（耐震補強、被覆、根固、上部工嵩上、消波）、物揚場改良（耐震補強、防食）、付属物設置（維持管理事業による車止、縁金物、係船環の設置は除く）、道路拡幅	
公園		バリアフリー化、耐震補強、テニスコート舗装面の変更、防災施設や機能の追加、設備設置・改良（維持管理事業によるものは除く）	
農林		農業用施設等（ダム・ため池、水路、機場、道路等）の改良（拡幅、拡張、容量増加、出力増加）、耐震補強	

（注１）同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、
資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕訳することを基本とするが、仕訳が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能

（注２）複数の財産を一括の工事で取得する場合、各財産の直接工事比率により、計上する額を按分すること。
この場合、小数点以下は四捨五入を行うなど、按分後合計額が按分前計上額と差額が生じないように留意すること。

【５】除却・取替処理方針

１　売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合

次の方法で台帳から除却を行う。

（１）台帳に登載される１財産単位で滅失した場合

⇒登載されている取得価額、減価償却累計額及び現在価額を除却する。

（２）１財産の一部を滅失した場合

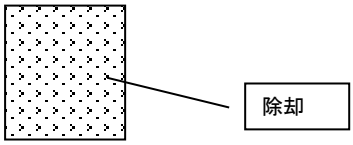
⇒除却した部分相当額を減額する。

⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。

①積算書の原議を用いて算出
②数量按分で算出
③再調達価額と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出
※端数処理は小数第１位を四捨五入

なお、除却すべき減価償却累計額は、除却すべき財産の取得価額をシステムに登録することにより、次回の財務会計システムへの連携処理後に自動的にシステムに反映されます。

ケース１
建物（１棟で台帳登載されている）を撤去した。

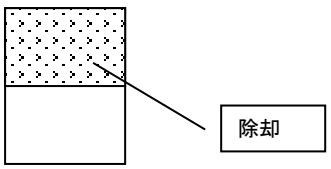


○　**除却する取得価額**
- 台帳登載取得価額

○　**除却する減価償却累計額**
- 台帳登載減価償却累計額

○　**除却する現在価額**
- 台帳登載現在価額

ケース２
建物の一部を減築した。⇒②で処理



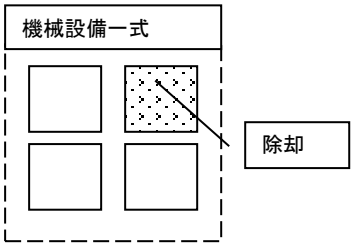
○　**除却する取得価額**
- 当該建物取得価額×除却する延床面積／当該建物延床面積

○　**除却する減価償却累計額**
- 当該建物減価償却累計額×除却する取得価額／当該建物取得価額

○　**除却する現在価額**
- 当該建物現在価額×除却する取得価額／当該建物取得価額

ケース３
　機械設備一式の一部を撤去した。⇒①、②、③のいずれかで処理

（①　取得当初の積算書がある場合）



○　**除却する取得価額**

・当該設備一式の取得価額×除却する部分の設計金額／当該設備一式の設計金額

○　**除却する減価償却累計額**

・当該設備一式の減価償却累計額×除却する取得価額／当該設備一式の取得価額

○　**除却する現在価額**

・当該建物現在価額×除却する取得価額／当該建物取得価額

（②　数量での按分が可能な場合）

○　**除却する取得価額**

・当該設備一式の取得価額×除却する数量（延長、面積、個数等）／当該設備一式の数量（延長、面積、個数等）

○　**除却する減価償却累計額**

・当該設備一式の減価償却累計額×除却する取得価額／当該設備一式の取得価額

○　**除却する現在価額**

・当該建物現在価額×除却する取得価額／当該建物取得価額

（③　取得当初の積算書がなく、数量での按分が不可能な場合）

○　**除却する取得価額**

・除却部分の再調達価額×当該機械設備一式の取得年デフレーター／除却部分再調達価額の算出年デフレーター

○　**除却する減価償却累計額**

・当該設備一式の減価償却累計額×除却する取得価額／当該設備一式の取得価額

○　**除却する現在価額**

・当該建物現在価額×除却する取得価額／当該建物取得価額

２　既存財産の撤去を伴う新築・新設の場合

次の方法で取替処理を行う。

取替パターン（建物・建物内設備・工作物）

<table>
<tr><th>財産登載種別</th><th colspan="2">内容</th><th colspan="2">処理</th></tr>
<tr><td rowspan="4">財産を単独で登載している場合</td><td colspan="2">全部取替</td><td>除却・新設</td><td>（１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">建物改築</td><td>除却・増設</td><td>（２）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">一部取替</td><td>機能改良</td><td>（３）</td></tr>
<tr><td>機能維持</td><td>（４）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">財産を一式で登載している場合</td><td colspan="2">全部取替</td><td>除却・新設</td><td>（１）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部取替</td><td>全部取替</td><td>除却・増設</td><td>（２）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一部取替</td><td>機能改良</td><td>（３）</td></tr>
<tr><td>機能維持</td><td>（４）</td></tr>
</table>

処理（１）既存財産を台帳から除却したうえで、新規取得として取り扱う。

処理（２）除却部分相当額を上記１「売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合」に掲げる方法により減額したうえで、新設相当額を計上する。

処理（３）既存部品よりも高性能な部品を取替えることで、出力の増加、容量の増加など機能増加を伴う場合は、投資活動支出として資産計上する。

　また、原則として除却部分相当額の取得価額を除却する。ただし、算定が困難な場合は除却しないことも可能とする。

処理（４）費用として計上する。